

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十五年三月二十八日

岡山県知事 石井正弘

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 コープ山陽 デオデオ山陽店

所在地 赤磐郡山陽町下市二七七一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

(1) 名称 生活協同組合おかやまコープ

住所 岡山市奉還町一丁目七番七号

代表者の氏名 理事長 吉永 紀明

(2) 名称 株式会社デオデオ

住所 広島市中区紙屋町二丁目一番一八号

代表者の氏名 代表取締役 久保 允誉

3 変更事項

(変更前)

大規模小売店舗において小売業を行うもの

生活協同組合おかやまコープ及び株式会社デオデオ

(変更後)

大規模小売店舗において小売業を行うもの

生活協同組合おかやまコープ及び株式会社デオデオ他二社（ダイヤクリーニング株式会社及び株式会社ベイクショップグループを追加するものである。）

4 変更年月日

平成十五年三月十四日

二 届出年月日

平成十五年三月十四日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成十五年三月二十八日から平成十五年七月二十八日まで

2 縦覧の場所

岡山県商工労働部経営支援課及び東備地方振興局総務振興部総務振興課